

勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail web@oh-kinmui.jp
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

勤務医フォーラム

開業(継承)についてのご相談、各種共済制度のお申し込みや、ご意見などぜひお寄せください。

<http://oh-kinmui.jp/>

勤務医の労働環境改善をめざして

勤務医担当副理事長 川崎 美栄子



大阪府保険医協会勤務医部では、これまで数回の勤務医のアンケートを分析して、勤務医の労働実態を苦しいものにしては、ひとつはその過酷な労働条件であり、いまひとつはさまざまなトラブルから起こるメンタルな負荷

であることを発見、それらに対する取り組みを重ねてきました。トラブルに対して最も必要なものは医療事故賠償責任保険であると考え、協会会員に提供して、経費を節減できると好評をいただいています。

また、協会に寄せられる、相談をもとに、「なにわのトラブルバスター」尾内次長による解説セミナーも何回か実施、府下の公立病院などにも出張講義やロール・プレイも行ってきました。今回は医療事故に詳しい、

金田朗弁護士に実際の例から、無過失補償制度が発足してからの現状と、医師の立場と法律の考え方の違いを、チュートリアル形式で討論しました。活発な意見がたくさん出て大変楽しいひと時でした。(下記参照)

私たちの予想では、医事紛争裁判は増大しているのでは、と考えていましたが、裁判そのものはそんなに増えていないということでしたが和解決がどれくらいあるのかはわ

からない、ということでした。協会に寄せられる相談は尾内次長によると間違いなく増えているということでした。

これからも、勤務医の労働を、いづらかでも改善し、一生、勤務医のままでも有意義に働ける時代を迎えたいと考えております。研修医が入会しやすい制度も整備しました。共済制度も充実していきたいと取り組んでいます。どうかご希望を勤務医部会までお寄せください。

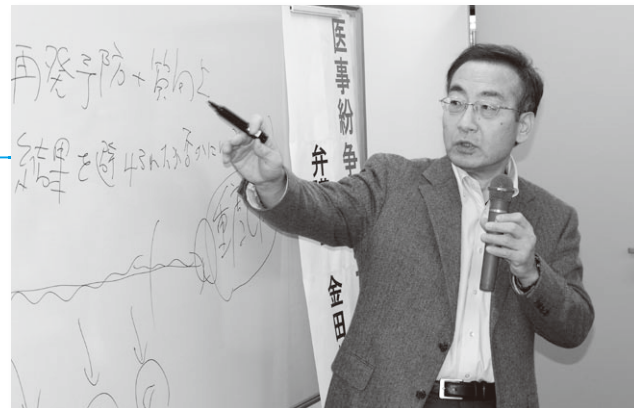
医事紛争解決ファイル

医事紛争事例をもとに、その背景と善後策を参加者と検証

大阪府保険医協会勤務医部ではこれまで「勤務医に役立つトラブル対策」として患者さんをめぐるいろいろなトラブル事例をもとに講演会を開催し、毎回たくさんの方の参加をいただきました。今回は過去の解決した医事紛争をもとに、勤務医の先生方が今後の診療に役立つよう弁護士の金田朗(かなた・あきら)氏に講演をお願いし、1月28

日、「医事紛争解決ファイル」と題した講演会を開催しました。講演では勤務医に関わる医事紛争事例をもとに、その背景と善後策を参加者の意見や考えも交えながら、ひとつひとつ検証していきました。講演で金田氏は「実際にあった事例をもとに、医療界と法曹界の考えた方の違いをわかっていただきたい、

という問題意識をもって講演を進めたい」と述べ、産婦人科で起きた事例と中毒患者の抜管後の気道閉塞の事例を紹介しました。産科の分野では、医師の過失を前提にせず3000万円の補償金を速やかに支払う無過失補償制度がスタートしています。金田氏はこの制度についてまず解説されました。この制度には再発防止と産婦人科医療の質



の向上を目的にした「原因分析委員会」が設置されており、産婦人科と小児科の医師、助産師が入っています。そして仲間内の庇いあいにならないように、患者側で訴訟活動をしている弁護士、そして医療側で活動している弁護士が入っているとのこと。金田氏自身もこれまで10件程、この委員

会に関わっており、「無過失責任の補償金が支払われても、訴訟になるケースも出てきている」ことが報告されました。講演会後の質疑も活発に行われ、予定の時間になっても質問が相次ぎました。(次号に金田弁護士インタビュー記事を掲載予定)

新規開業のご相談は保険医協会まで

相談料は無料

■大阪府保険医協会は随時開業相談に応じています。■新規開業をお考えの先生は、「コンサルタント」の方にまず相談される方が多いと思います。しかし、その「コンサルタント」の方が医療機関の新規開業に本当に詳しいのかどうかはすぐには分かりません。また、ひとつの「コンサルタント」の方に頼んだのに、いつの間にか複数の業者と交渉になり、費用がかさんだなどの声も届いています。■保険医協会の新規開業相談はそういったご不安を解決することだけでなく、大阪府保険医協同組合や信頼できる業者と連携して新規開業相談を無料で行っていきます。



新規開業個別相談ご希望の方には、「新規開業のてびき」を進呈いたします。

勤務医のための 医院継承セミナー 6/9(土) 14時~16時

内容 ①新規開業と継承の比較(継承のメリット・デメリットを検証)、②親子間継承・第三者継承の実際(成功例と失敗例の検証)④「優良」継承物件の見分け方、⑤継承先医院の紹介(現在継承先を探している医療機関の紹介)、⑥個別相談。会場は保険医協会M&Dホール



医院継承サイトもあります <http://www.keisyuu-mdc.net/>

医院継承セミナーの様々。今年も1月18日に開催されました。資料ご希望の方は勤務医部・田川まで(連絡先下記参照)。

お電話や下記ホームページのメールでの受け付けも結構です。ぜひホームページもご覧ください。 <http://oh-kinmui.jp/>

勤務医にも必要な 保険診療の知識

監査について

監査とは

『指導』が全ての医療機関を対象に「保険診療の取り扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させる」ことを主眼に“懇切丁寧”に行われるのに対し、『監査』は個別指導の結果などにより、保険診療の内容又は診療報酬の請求について、架空や水増し請求等の『不正』、『著しい不当』が疑われる場合に、監査要綱に則って「保険医療機関と保険医が行う療養の給付が療養担当規則等法令の規定にしたがって適正に実施されているか、診療報酬の請求が適切であるか等について事実関係を把握し、保険医療機関、保険医について公正かつ適切な措置をとる」ことに主眼を置いて実施されます。

監査対象の選定基準

次のいずれかに該当する場合、監査が行われます。

- ①診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑う理由があるとき
 - ②診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
 - ③度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき
 - ④正当な理由がなく個別指導を拒否したとき
- ①の事由に該当する具体的な事例として、数年前奈良県の病院が、“医学的に不必要な患者に対しステント術を行った”ことが判明し、「診療内容に不正又は著しい不当」と判断され、監査が行われた事例は記憶に新しいところです。
- ②に事由に該当する事例としては、「届出た入院基本料の患者対看護師の比率を満たしていないのに届出た入院基本料を算定していた」場合、あるいは、「後発医薬品を使用しながら先発品で請求する一振替請求」一などがみられます。実際の監査対象でもっとも多い該当事由と

なっています。しかも、キッカケは「内部からの情報提供」を受けて、「診療内容に不正又は著しい不当」と判断するケースが多いようです。

③の事由に該当する監査はほとんどありません。むしろ「度重なる指導」よりも、指導の途中で「診療内容又は診療報酬請求に、明らかな不正又は著しく不当が疑われる」として、“指導を中断して直ちに監査”に移行するケースが多くあります。

④の『正当な理由』として、ア. 開設者、管理者が入院中で出席できない場合、イ. 指導直前に渡航しており、指導日までに帰国できない場合、ウ. 親族の冠婚葬祭で出席できない場合、エ. 天災その他やむを得ない事情で出席できない場合—に限られます。これら以外の理由で、例えば訪問診療の予定日としている、加盟学会の研修日等は「正当な理由」とはみなされず、個別指導を拒否した場合は監査が行われることとなります。

監査の流れ

監査対象になると、事前に「不正又は著しく不当が疑われる」事例について事実確認のため、監査担当者によってレセプトによる書面調査と必要に応じて患者に対する実地調査が行われます。これらの事前準備がすむと近畿厚生局長名で、①監査の根拠規定、②監査の日時および場所、③医療機関側の出席者、④準備すべき書類等—が概ね3週間から2週間前に通知されます。

病院の場合、近畿厚生局及び大阪府の技官事務官等およそ10人前後が病院に出向き、午前9時から5時頃まで行われます。監査根拠法令の開示、双方自己紹介の後、準備書類等の点検と事情聴取が行われます。事前提出書類は、適時調査の事前提出書類とほぼ同じものが求められます。事情聴取は、監査対象となった不正・不当が疑われる個別のカルテについて、1件ごと

主治医をはじめ看護師や検査技士等その患者に関わった全ての職員からの聞き取りが行われます。事情聴取が終わると、監査担当者によって『聴取調書』が作成され、聴取内容に異義がなければ押印を求められます。事情聴取は通常1日では終わらず、不正・不当が疑われる事例の全ての聴取が終了するまで、日を改めて何度も行われます。現在、足掛け3年にわたって進行中の監査事例もあります。

監査後の措置

監査（事情聴取）が終了すると、監査調査書が作成されます。これを元に、地方社会保険医療協議会に対し「行政措置」が諮問されます。行政措置は、もっとも軽微な「注意」、ついで「戒告」、「取り消し処分」の3つの区分があります。取消処分を受けた場合、特別な事情がない限り原則として5年間は『再指定』されないこととなります。また、戒告、注意の場合は、原則1年以内に『個別指導』が行われることとなります。

監査の結果、診療内容または診療報酬の請求について不正又は著しい不当と認められた場合、指摘された項目について過去5年間にわたって、『不正』と確認された事項については実額の1.4倍、不当については実額の返金が求められます。また、不正又は不当と確認された項目について「患者の自己負担分」についても該当患者への返金が求められ、場合によっては返金したことの証として後日患者の受領証の提示を求められることもあります。

監査は「不正」や「著しい不当」が疑われており、保険医療機関の指定と保険医の登録の「取消処分」を受ける場合があります。監査通知が届いたら、全職員がこのことをきちんと認識して望む必要があります。

(事務局参与・上田 浩治)

伝 message 言 board 板

求人・病院・診療所

- ▶**内科・外科・整形常勤医・非常勤医** / 専門、年齢不問 / 勤務内容等面談にて優遇 / 東大阪市内病院 (一般・療養) / 問合せ・070-5665-8013 (明石)
- ▶**内科常勤医** (週4日勤務可) / 地下鉄谷町線「太子橋今市」駅西 / 徒歩5分 / 大阪市旭区大宮5-4-24 / 藤立病院 / 委細面談 / 問合せ・06-6955-1100 (事務長)
- ▶**内科常勤医** (在宅及び外来) 週4日勤務可 / 近鉄奈良線「瓢箪山」駅 / 徒歩3分 / 東大阪市神田町3-12 / 翔聖クリニック / 委細面談 / 問合せ・072-982-6471 (立川)

テナント物件・貸医院・継承

- ▶**テナント物件** / JR「玉造」駅より徒歩すぐ / 34.58坪 / 駅前ビル4階 / 内・

- 眼・歯科以外を希望 / セコム完備 / 問合せ・06-6681-1665 (三木)
- ▶**テナント物件** / JR学研都市線「津田」駅 / 徒歩5分 / 国道307号線沿 / 新築医療ビル / 1階・47坪 / 3階・44坪 / 内・歯科以外 / 問合せ・072-824-3734 (高橋)
- ▶**テナント物件** / 近鉄「長瀬」駅 / 徒歩1分 / 37坪 / 問合せ・090-9693-6695 (佐多) / 地域医療に貢献していただきたく面談の上お貸しいたします。
- ▶**テナント物件** / JR・地下鉄「大正」駅より徒歩1分 / 約52坪 (分割可) 駅前ビル2階 / 眼・整形外・皮フ・耳鼻咽喉科以外希望 / 問合せ・06-6551-8175 (アダチ眼科・郡)
- ▶**テナント物件** / 地下鉄谷町線「関目高殿」駅直上 / 関目5の交差点横 / 視認性抜群 / 募集科目 (内・整・皮・眼・児) / 2011年12月よりオープン / 同時高専賃60戸 / 残1箇所1F24坪 / 問合せ・090-5134-6553 (奥田)

- ▶**テナント物件** / 浪速区難波中3-14-8 / 浪速区役所真正面 / 地下鉄「難波」駅 / 2階・3階 / 各35坪 / 1階心療内科開業中 / 問合せ・06-6536-8604 (八重垣)
- ▶**テナント物件** / 枚方市都丘バス停スグ / 2階(40坪)・3階(22坪) / 眼・心内・小児科等適 / 現整・耳・婦等盛業中 / 問合せ・072-847-0596 (中塚)
- ▶**テナント物件(医療ビル)** / 「大阪難波」駅すぐ / 2012年春オープン予定 / 5Fエリア約40坪、坪単価1万2千円 / 保証金家賃の10ヶ月分 (要相談) / 1-3Fは内科・胃腸科、4Fは皮膚科・形成外科 / 問合せ・森川クリニック072-846-1107
- ▶**テナント物件(医療ビル)** / 東淀川区大隅 / 高度の耐震構造 / 内部自由設計可 / 現時点比較的医療機関の真空地域 / 気軽にご高覧を願う / 問合せ・06-6321-0333 (森田)
- ▶**テナント物件** / 阪急「豊中」駅 / 徒歩3分 / チェリオビル2階165.46坪、3階143.98坪、4階38.65坪、5階26.46坪・28.88坪 / 募集科目 歯科医以外 / 区画割は可能 / 問合せ・070-6547-3063 (城山)
- ▶**テナント物件** / 八尾市南木の本 / JR「八尾」駅よりバス10分、地下鉄谷町線

- 「八尾南」駅よりバス5分 / バス停より徒歩1分 / 木造2階建延べ床面積約50坪、駐車4台分有 / スーパー万代直向かい、隣シグマドラッグ、ジャパン近い / 外装美麗、南向き (府道バス通りに面し目立ちます) / 近医内科1件のみ / 平成24年4月より入居可 / 問合せ・090-9049-8890 (五十嵐)
- ▶**貸医院** / 地下鉄今里筋線「たいでう豊里」下車2分 / 鉄筋3階建1階部分 / 43坪 / 即開業可能 / 介護関係オフィス可 / 問合せ・06-6329-1141 (田村)
- ▶**貸医院** (継承可) 貸室 / 近鉄「荒本」駅 / 徒歩3分 / 5階建1階179㎡、2階102㎡、45㎡ (併合可) の3件 / 職員住宅有 / 近調剤薬局有 / 内児眼耳皮泌精外整美外適 / 塔屋電飾看板可 / 駐車場有 / 託児所 / 介護関係オフィス可 / 新規開業応援、医師限休診時賃料1/2減額 / 問合せ・06-6789-8172
- ▶**貸医院** / 柏原市玉手町 / 近鉄南大阪線「道明寺」駅 / 徒歩8分 / 鉄筋2階建52坪 / 駐車4台分有 / 近医内科・産科のみ / 診療科目は何でもOK / 問合せ・090-5069-6280 (松原)